令和８年２月21日

審判員各位

学童部における変化球禁止の徹底について（通知）

1. はじめに

平素より、学童野球の健全な運営と安全確保にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
当連盟では、学童期の肘・肩の障害防止を最優先とする観点から、学童部における変化球の投球禁止を明確に定めています。これは、子どもたちが将来にわたり野球を安全に楽しめる身体づくりを守るための重要な取り組みです。
しかし近年、一部の現場において、名称を変えつつ実質的に変化を伴う投球が行われている事例が確認されています。

2. 禁止対象となる投球の例

以下のような投球は、名称にかかわらず「変化球」とみなします。

- 手首を捻らないチェンジアップ
- フォークボール（落ちる球種）
- その他、意図的に変化を生じさせる投球全般

これらは、投球動作への負担、禁止趣旨の逸脱、公平性の阻害につながるため、当連盟として看過できません。

(注) なお、ボールに変化を与えないスローボールは変化球とはみなしません。
スローボールとは、ストレートの握りで、腕の振りや投球動作による緩急をつけて投げるものであり、球に変化を与えるものではありません。
ただし、スローボールであっても、カーブ回転・スライダー回転がかかり、変化していると疑われる場合には注意・指導を行ってください。

3. 変化球禁止の目的

(1)成長期の身体を守ること
(2)正しいフォーム習得を優先すること
(3)スポーツマンシップを育むこと

学童期は、「野球を好きになること」「仲間と協力すること」「怪我をしない身体をつくること」を学ぶ大切な時期です。

4. 審判員に求める判断と責務

審判員は、以下の基準に基づき判断してください。

- 球種名ではなく、投球動作および実際の変化で判定すること
- 変化球と判断した場合は、『競技者必携』に基づき規定を適用すること
  ※これは審判員の裁量ではなく、当連盟が定める統一運用ルールです

指導者・選手・保護者の説明に左右されず、審判員自身の判断を優先してください。

5. 現場での具体的対応

- 変化球と判断した場合は、『競技者必携』に基づき規定を適用する
- 変化球と判断した場合、または変化球が疑われる場合は、指導者、投手、捕手に対して注意・指導を行う
- 判定後は、簡潔かつ冷静に理由を伝え、競技の円滑な進行を確保する

6. 自然な変化への理解

学童期は身体発達の途中であり、投手経験の浅い選手も多いため、意図せず球が変化して見える場合があります。これは自然現象であり、変化球とは区別して判断する必要があります。

(1)手の大きさによる影響

- ボールを深く握りやすく、回転が安定しにくい
- 指の長さ・力の差により、無意識に横回転・斜め回転がかかる
- リリースが安定せず、抜け球・引っかかりが生じやすい

(2)経験不足による影響

- 正しい握りやリリースの感覚が未確立
- 下半身主導の投球が身につかず、腕の振りに依存
- 力の入れ方が一定でなく、抜け球・引っかかりが起こりやすい

上記を踏まえ、準備投球の段階から投手の動きを注意深く観察するように努めてください。

7. おわりに

学童期において最も重要なのは、「身体を守ること」と「野球を楽しむこと」です。

変化球禁止の趣旨については、競技者必携「変化球に関する事項」を提示のうえ、抽選会・監督主将会議・オーダー表交換時などの機会を活用し、指導者・選手等への啓発を含めて徹底し、全試合で統一した判断を実行してください。

子どもたちの未来を守るため、当連盟として厳正な運用を求めます。

以上

公益財団法人全日本軟式野球連盟　技術委員会